沖縄県犯罪被害者等支援審議会運営要領 (案)

[令和4年 月 日沖縄県犯罪被害者等支援審議会決定]

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則(令和4年沖縄県規則第33号)第6条 の規定に基づき、沖縄県犯罪被害者等支援審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

- **第2条** 審議会の会議は、次のいずれかに該当する場合を場合を除き、原則として公開するものとする。
 - (1) 法令等の規定により、非公開とされる場合
 - (2) 沖縄県情報公開条例(平成13年沖縄県条例第37号)第7条各号に掲げる情報(不開示情報) に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

(公開の方法等)

- **第3条** 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、会議の傍聴を認めることにより行う。
- 2 傍聴を認める定員は、会議の内容、会場の規模を勘案し、あらかじめ定める。
- 3 会議の公開に当たっては、公正かつ円滑な審議等のため、傍聴に係る遵守事項を定める。
- 4 会議の公開の可否、傍聴定員及び傍聴に係る遵守事項等は、審議会を所管する沖縄県子ども 生活福祉部による会議開催の公表時に示すこととする。

(会議の公開の可否の決定権限等の委任)

第4条 審議会の会議の公開の可否及び傍聴定員については、会議開催の公表時に示すことが望ましいことから、具体的な会議の公開の可否及び傍聴定員の決定については、審議会の庶務を処理する沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課長(以下「課長」という。)に委任する。課長は、前2条の規定に基づき決定を行うこととし、疑義がある場合は、会長と調整のうえ決定を行うこととする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は、令和4年 月 日から施行する